

## モバイルレンタルサービス規約（ソフトバンドル）

### 第1条 (本利用規約の目的)

1. 本利用規約は、当社（株式会社LITALICO）が、株式会社KDDIより借り受けた端末・回線等(携帯電話端末、データ通信端末、ICカードその他データカード等を意味します。以下「端末・回線等」といいます。)を利用者に対して貸し渡す場合（以下「レンタル」といいます。）及びレンタルに付随しまたは関連する各条件を適用するに当たり必要な事項を定めます。

### 第2条 (サービスの目的及び関連サービスとの関係)

1. 本利用規約で定める内容は、当社及び当社関連会社が提供する他のサービス（当該他のサービスを個別にまたは総称し以下「関連サービス」といいます。「関連サービス」の提供主体及び関連サービスの内容は、「別紙：関連サービス一覧」で定めるとおりといたします。）の利用者が、関連サービスの利用に付随して、当社の提供する端末・回線等をレンタルし得る地位を関連サービス利用者に付与することを目的とします。

2. 本利用規約の個別の条項に特段の定めがない場合における、当社が利用者へ金銭等の請求を行う場合については、関連サービスの提供法人が当社に代行して関連サービスの利用料の請求に合わせて（または、独立して）金銭等の請求をすることについて、利用者は承諾するものとします。なお、当社が自ら請求することは妨げられません。

### 第3条 (端末・回線等の取扱い)

1. 当社は、利用者がレンタル開始の申し込みを行うまでは当該申込を行える地位を提供するとともに、利用者がレンタル開始の申し込みを行った場合には以下のサービス（当該サービスを個別にまたは総称し以下「本サービス」といいます。）の全部又は一部を提供します。

(1) 端末・回線等のレンタル又は提供。

(2) 前号に関する導入・保守サポート等。

2. 利用者は、端末・回線等受領日から当社に返却するまでの間、自己の費用と責任において、端末・回線等の取扱説明書等に定める条件（当社の特段の指示があるときは当該指示を含みます。）に従い、善良なる管理者の注意をもって端末・回線等を取り扱うものとします。

3. 利用者の過失により端末・回線等に故障が発生した場合、利用者は、当社に対し、速やかにその旨の連絡をします。また、利用者は、原則自らの費用負担により、その故障の修繕、当社に生じた損害の賠償をしなければなりません。ただし、特に当社がサポートまたは保証等の範囲に含むものと明示し、その適用の条件に適合した場合には、当該サポート等の範囲に含まれます。

4. 当社は、利用者が第三者による仮差押え・仮処分・強制執行による差押えを受けた場合でも、端末・回線等につき、自己のまたは第三者の所有権を独自に主張することができます。

5. 本利用規約が終了した場合、利用者は、本利用規約で別に定める場合を除き、当社に対し、端末・回線等を当社の指定する期日までに返還しなければなりません。

### 第4条 (提出書類)

利用者は、本利用規約の締結後、レンタルを開始するにあたり、レンタル開始の申し込みとして、当社に対して以下の書類を提出又は提供しなければなりません。

- (1)利用者が署名押印（電磁的方法による取り交わしの場合には電子署名等を含む。）をした本利用規約書。
- (2)申込者の身分証明書。
- (3)申込者本人の写真
- (4)前各号に定めるほか、当社の指示する書類。

#### 第5条 (契約者の禁止行為)

利用者は、本利用規約を締結するにあたり、次に掲げる行為を行ってはなりません。

##### (1)一般的禁止事項

- ① 本サービスを利用することにより、当社又は第三者に対し、誹謗・中傷・わいせつ等の公序良俗又は法令に反する利用をすること。
- ② SMS等を不特定多数へ送信するスパムメール行為をすること。
- ③ 第三者に迷惑をかける行為をすること。
- ④ 当社又は第三者の財産権、プライバシーその他の権利を侵害する行為をすること。
- ⑤ 法令に違反する行為をすること。
- ⑥ 当社の事前承諾なく、本商品を第三者に転貸又はその他の処分をすること。
- ⑦ 関連サービスの利用について禁止等事項に違反すること、その他第1条第2項の趣旨に反する行為をすること。
- ⑧ 前各号に掲げるほか、契約者として不適切であると当社が判断した行為をすること。

##### (2)端末・回線等の利用に関する禁止事項

- ① 分解、解析又は改造。
- ② 端末・回線等に添付された所有権、知的財産権その他の権利を明示する標識、調整済みの標識等の隠蔽、除去、汚損等（自然磨耗によるものを除きます。）。
- ③ 質権、抵当権その他の権利を設定すること。
- ④ 第三者に貸与すること。
- ⑤ 商品に装着されているSIMカード（契約者を識別するための文字列情報等を記憶している記憶装置をいいます。）を取り外し、又は他の携帯電話機等に装着すること。
- ⑥ 商品に予め添付されているSIMカード以外のSIMカードを商品に差し替えること（故障時・機種交換時は除きます。）。

#### 第6条 (契約の成立)

1.本サービスは関連サービスに付随して、端末・回線等をレンタルし得る地位を関連サービス利用者に付与することを目的としており、現に端末・回線等の引渡しがなくとも、本利用規約の締結により有効に成立します。

2.レンタル端末の現実の引渡しにつき、利用者がレンタル開始の申し込み手続き等当社が別途定める端末・回線等引き渡し手続きを完了した場合に速やかに引渡しを行います。

#### 第7条 (契約者の遵守事項)

利用者は、次の各号に定める事項を承諾し、遵守しなければなりません。

- (1)第三者へレンタル端末・回線等の貸与、転貸、譲渡、担保の差し入れ、転売、処分等をしてはなりません。また、レンタル端末を破損等してはなりません。
- (2)レンタル端末の返却先は当社とします。
- (3)レンタル端末に貼付してある端末機種を特定するための銘板、シール等を剥離又は汚損してはなりません。
- (4)利用者は、レンタル端末の所有権が当社にはなく、当社が株式会社KDDIより貸与を受けた端末であることを認識し、当社及び株式会社KDDIに損害を生じさせないよう留意しなければなりません。

- (5)利用者が信用不安、倒産、所在不明となり、又は料金滞納、第三者への転売等を行う等、本利用規約の条項に違反する行為を行った場合、当社は何らの通知催告なく、即座にレンタルを終了できるものとします。
- (6)当社が、法令、条例、省令等に基づき情報及び資料の開示又は提供を求めた場合、これに応じること。
- (7)関連サービスの利用についての遵守事項を遵守すること。
- (8)第5条の禁止事項に該当する行為をしないこと
- (9)前各号のほか、利用者は当社が個別に指示または表示する事項を遵守しなければなりません。

#### 第8条 (商号及びロゴマーク等の使用)

利用者は、当社が書面をもって事前に承諾した場合を除き、当社、当社関連会社及び株式会社KDDIの商号、ロゴその他のサービスマーク並びに本サービス等の名称を使用してはなりません。

#### 第9条 (レンタル端末・回線等の利用料の支払)

1. 当社は、毎月、利用者がレンタル開始の申し込みを行うまでは当該申込を行える地位を提供することへの対価であり利用者がレンタル開始の申し込みを行った場合には当該レンタルの対価として、利用料(別途合意される関連サービスにおける利用料にあわせて、関連サービスにおける料金表で定めます。)を利用者に請求し、利用者はこれを当月末日以内に支払うものとします。
2. 利用者が前項の支払いを遅滞した場合、利用者は、当社に対し、遅滞した利用料及びこれに対する支払期限の翌日から支払い済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を付加して支払わなければなりません。なお、当該遅延損害金に加えて、当社に支払い遅延がなければ生じなかった追加の出捐その他損害の賠償請求を妨げるものではありません。
3. 端末の郵送等に関わる費用は原則として利用者が支払うものとします。

#### 第10条 (レンタル期間)

1. レンタル期間は1カ月単位で利用者が申し込み時点で任意に定める期間とします。ただし、更新等の前後を問わず関連サービスの利用期間を超えることはできません。
2. 利用者は、当社に対して、レンタル期間が満了する前月末日までに、レンタル契約の全部又は一部について、終了又は延長(1カ月単位で任意に定める期間とします。)を申し込む旨の意思表示を書面(電子メール等電磁的方法を含みます。以下同じ。)で行うものとします。利用者から延長の申し込みがあった場合、利用者において、関連サービスの利用が継続され、かつ、本利用規約の違反がない限り、当社は延長の申し込みを原則承諾するものとし、以降繰り返し延長する場合も同様とします。ただし、当社がレンタル端末・回線等を延長前と同じ条件で提供できない等の事由がある場合には、当社は何らの責めを負うことなくレンタルを終了すること、又は条件を変更することができるものとします。
3. 利用者は、特別な定めがない限り、レンタル期間中においても、事前に当社に書面で通知し、残りのレンタル期間に相当する料金を支払うことにより、レンタル契約の全部又は一部を将来に向けて解約することができるものとします。
4. 利用者において第1項に定めたレンタル契約の終了又は延長の申し込みの意思表示がなされない場合、利用者から1カ月間延長の申し込みがあったものとみなすものとし、以後も同様とします。

#### 第11条 (レンタル終了時の取扱い)

1. 甲は、乙に対して、第10条のレンタル期間が終了した場合はレンタル期間終了月の翌月末日までに、本利用規約の解約又は解除がなされた場合は解約の日又は解除の日、それぞれ

当社の指定する場所に当社の決定した手配方法により端末等を原状に回復したうえで返還するものとします。なお、利用者は、当社サポートの内容により端末の交換がなされた場合、交換前の物件を、交換後の端末が利用者に納品された日の翌日から起算して5営業日以内に、同様の場所、方法にて当社に返還するものとします。

2. 利用者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、利用者は、当社に対し、違約金としてレンタル端末1台につき50,000円を直ちに支払わなければなりません。なお端末の紛失等により端末に内蔵したICカードを紛失等した場合には、次項の要件に該当する限り重畳的に支払うべき義務を有するものとする。

(1)前項の期間内に、レンタル端末を破損、紛失その他利用不能にした場合

(2)前項の期間内に、当社に返還しなかったとき

(3)前項の期間内に返還されたレンタル端末のアクティベーション、BIOS ロック及びUEFI ロックの解除が確認できないとき

(4)その他返還されたレンタル端末を使用不能若しくは使用することが著しく困難な状態にしたとき

3. 利用者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、利用者は、当社に対し、違約金として発生の都度5,000円を支払わなければなりません。

(1)ACアダプター・ケーブルを破損または紛失した場合

(2)その他ACアダプター・ケーブルを使用不能若しくは使用することが著しく困難な状態にしたとき

4. 利用者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、利用者は、当社に対し、違約金として発生の都度3,500円を支払わなければなりません。

(1)ICカードを破損または紛失した場合

(2)その他ICカードを使用不能若しくは使用することが著しく困難な状態にしたとき

5. 端末にデータ（電子的情報）を記録した場合、又はクラウド上に端末固有の識別データ等を記録した場合、その他端末を通じて読み取り可能なデータが残存している場合、利用者は、自らの責任と費用負担により当該データ等を消去して当社に返還するものとします。万一、残存したデータ等の消去、漏洩等により、利用者及び第三者に損害が発生した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

6. 端末に端末以外の動産を同梱し、又は付着させている場合（以下、当該動産を「同梱・付着物」といいます。）、利用者は、自らの責任と費用負担で同梱・付着物を全て分離収去したうえで当社に返還するものとします。万一、物件に同梱・付着物が含まれた状態で返還された場合、利用者が同梱・付着物の所有権を放棄したものとみなし、利用者に通知することなく、これを廃棄できるものとします。なお、当社は、保管期間中における同梱・付着物の劣化、毀損、汚損等について、一切の責任を負わないものとし、また同梱・付着物の廃棄により利用者及び第三者に損害が発生した場合においても当社は一切の責任を負わないものとします。

7. 第2項及び第3項で定める場合のほか、利用者が故障又は破損した端末を返還した場合又は利用者が第4項前段若しくは前項前段の義務を履行せずにデータ等を残存させ、若しくは同梱・付着物が含まれた状態の端末を当社に返還し、当社の費用負担によりデータ等の消去、前項後段に基づく同梱・付着物の保管及び廃棄が行われた場合、当社は、利用者に対して、当社が負担した費用（利用者のほか第三者に対して負担した費用も含まれます。）、その他当社の被った損害額または費用負担額の賠償を請求できるものとします。

## 第12条 (情報の取扱いに関する事項)

1. 利用者は、端末・回線等に関し、通話・録音・通信履歴、位置情報等の情報(以下「通信情報」といいます。)を利用者が自ら管理することを承諾し、かかる情報について、利用者は、自ら細心の注意を払い、安全に管理するよう努めます。

2. 当社は、通信情報の開示及び削除されたデータの復旧対応は行っておらず、また、通信情報の開示及び復旧について、一切責任を負いません。

#### 第13条 (一時的な中断及び提供停止)

1. 当社は、天災、火災、騒乱等の不可抗力、回線の不具合、契約締結時に申し出をいただいた利用目的を超える利用が生じた場合（利用者の責めに帰すべき事由がない場合を含みます）、当社の本サービスの提供に支障が生じ得る利用状況が発生した場合又はその他当社の責に帰すことのできない事由により本サービスを提供できないと当社が判断した場合には、利用者への事前の通知又は承諾を要することなく本サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。

2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、利用者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。但し、緊急の場合は、通知を要するものではありません。

3. 当社は、利用者が第5条のいずれかに該当する場合、第7条各号の遵守事項を履行しない場合、利用者が利用料の未払いを行っている場合その他、本利用規約において利用者の義務とされている事項全般の履行をせず本利用規約に違反した場合には、利用者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことよって利用者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### 第14条 (本サービスの提供中止)

1 当社は、当社の都合により本サービスの提供を行うことが困難になったときは、本サービスの提供を中止することができるものとします。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止しようとする場合は、あらかじめその旨を利用者に通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合は、契約者への事前の通知又は催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4 当社は、第1項から第3項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して利用者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、当社に故意又は重大な過失があるときを除き、一切責任を負わないものとします。

#### 第15条 (解除)

1. 当社は、次に掲げる事由の一が利用者が発生したときは、何らの催告なしに、直ちに本利用規約の全部又は一部を解除することができます。

(1)利用者によるレンタル端末・回線等の利用料又はその他の債務の未払い又は不足が生じたとき。

(2)利用者が第5条のいずれかに該当する場合、第7条各号の遵守事項を履行しない場合、利用者が利用料の未払いを行っている場合その他、本利用規約において利用者の義務とされている事項全般の履行をせず本利用規約に違反したとき。

(3)利用者が、当社に対し、重大な損害を与えたとき、又は与えるおそれが生じたとき。

(4)利用者が暴力団構成員・準構成員又は暴力団関係者の経営する会社員若しくはその他の組織犯罪集団であることが判明したとき、又は当社がそのように判断したとき。

(5)利用者が、当社の信用を失わせ、又は損害を与えるような行為をしたとき。

(6)利用者により、当社に対する詐術その他の背信行為があったとき。

(7)当社が利用者連絡をしたにもかかわらず、その連絡が取れないとき。

(8)利用者に前各号に準ずる事由があるとき。

2. 当社は、利用者が本利用規約及びこれに基づく約定に違反した場合において、相当の期間において催告をしたにもかかわらず是正しないときは、本利用規約の契約の全部又は一部を解除することができます。

3. 前2項により契約が解除された場合には、いかなる事由が発生したときであっても、利用者は、当社に対し、レンタル端末・回線等の利用料又はその他の債務を支払わなければなりません。この場合において、利用者が当社に対し、既にレンタル端末・回線等の利用料又は利用料等を支払っているときには、当社は、その受領済の金銭を返還しないこととします。

#### 第16条 (秘密情報の取り扱い)

秘密情報とは、次の各号の情報をいうものとします。

(1) 秘密である旨の表示をした書面(電子的形式を含みます。)で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報

(2) 口頭、書面又はデモンストレーション等により開示された当社の販売上の情報

2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。

(1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」といいます)の責めによらずして公知となったもの

(2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

(3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの

(4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

3. 利用者及び当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報を、本利用規約及びレンタルの履行のためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。

4. 利用者及び当社は、相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、受領した秘密情報を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また、本利用規約及びレンタルの履行をするために知る必要のある自己の役員及び従業員（以下あわせて「従業員等」といいます。）以外に開示、漏洩してはならないものとします。

5. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者及び当社は、相手方の秘密情報を当該第三者に開示、提供することができるものとします。

(1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置を講ずることを当該第三者に要求するものとします。

(2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合

6. 甲及び乙は、本利用規約及びレンタルの履行のために必要な範囲で秘密情報を複製できるものとします。なお、当該複製物についても本条の定めが適用されるものとします。

7. 甲及び乙は、相手方から要求があった場合又はレンタル契約が終了した場合、遅滞なく秘密情報（複製物を含みます。）を相手方の指示に従い、返却、又は破棄若しくは消去するものとします。ただし、第5項各号に基づき当該第三者が保有する秘密情報についてはこの限りではないものとします。

8. 利用者及び当社は、従業員等に本条の内容を遵守させるものとします。

#### 第17条 (個人情報利用目的)

1. 当社は、本サービスの円滑な運用、利用者の管理、利用料の請求ならびに本サービスの向上を目的とした調査、検討、企画のために利用し、その他当社プライバシーポリシー（<https://litalico.co.jp/policy/>）で定める目的のほか、その他の目的には一切使用しないものとします。

2. レンタルする端末等の内容により、携帯電話不正利用防止法その他の法令またはKDDI株式会社との取り決めに基づき、公的身分証明書により、本人確認及びその記録作成と保存を行います。
3. 当社は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報の保護に関する法律(同法に基づき官公庁等が公表するガイドライン等を含みます。)その他関係諸法令を遵守し、個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等(以下「個人情報事故」といいます。)のリスクに対し、合理的な安全対策を講じるものとします。
4. 当社は、個人情報の取り扱いに関して責任者を定め、また、本サービスの提供業務に関わる従業員のみ個人情報を取り扱わせるものとします。
5. 当社は、本サービスの運用上必要な範囲を超えて個人情報の複写又は複製をしないものとします。
6. 以上各項で定める場合のほか、個人情報の取り扱いについては、当社プライバシーポリシー (<https://litalico.co.jp/policy/>) で定めるとおりといたします。

#### 第18条 (不可抗力)

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、交通機関の事故、通信回線の事故、感染症・疫病の大流行、その他両当事者の責めに帰することができない事由により生じた履行遅滞及び履行不能について、いずれの当事者も責任を負わないものとします。
2. 前項の場合、利用者又は当社は、相手方に対し書面で通知したうえで、本利用規約で定める内容の全部又は一部を変更又は解除することができるものとします。

#### 第19条 (免責)

1. 当社は、利用者が端末・回線等の利用を通じて発生した一切の損害に対して、いかなる責任も負わないものとします。ただし特に当社がサポートまたは保証等の範囲に含むものと明示し、利用者がその適用条件に適合した場合には、当該サポート等の範囲に含まれ、当該範囲で当社の保証の範囲に含まれます。
2. 当社は、本サービスに個人情報を含む登録された全ての情報について、その合法性、正確性、完全性等について一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、利用者等が本サービスを利用することにより利用者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。
4. 当社の運営するウェブサイト上に記載されている案内、情報その他の記載内容と本利用規約の内容に齟齬が生じた場合、特に本利用規約に優先する旨の定めがある場合のほか、本利用規約が優先適用されるものとします。
5. 利用者が本サービスを通じて第三者に対し損害(通話及び電子メール等に関わる設定の不具合等により発生する損害等も含む。)を与えた場合には、利用者の自己責任において解決するものとし、当社は、一切これに関知しません。なお、利用者の本サービスや端末・回線等の利用により発生しうるすべてのリスクは、利用者がこれを負担するものとします。

#### 第20条 (損害賠償の範囲)

1. 利用者及び当社は、本利用規約に違反したことに起因又は関連して相手方に損害を与えた場合、その損害(特別損害、間接損害及び弁護士費用等も含みますが、これに限りません。)を賠償するものとします。なお、各当事者本利用規約で免責されると規定された範囲については、賠償すべき事由及び範囲には含まれないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、故意又は重大な過失があった場合を除き、前項に基づいて当社が賠償する損害の範囲は、直接損害に限られ、両当事者の予見の有無を問わず、特別損害、間接損害、逸失利益及び休業損害は含まないものとし、賠償の額は、損害発生の日から遡って1か月以内に当社が利用者より受領したレンタル料相当額を限度とします。

#### 第21条 (再委託)

当社は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。

#### 第22条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及び利用者は、相互に、現在及び将来において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、あわせて「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、並びに、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証します。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社及び利用者は、相互に、現在及び将来において、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。

(1)暴力的な要求行為、又は法的な責任を超えた不当な要求行為

(2)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(3)風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(4)その他前各号に準ずる行為

3. 当社及び利用者は、相手方が前二項に違反した場合、何らの催告を要さず、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、当社及び利用者との間の一切の契約(本利用規約を含むがこれに限られない。)を直ちに解除することができます。この場合、解除者は相手方に対し、名目の如何を問わず何らの金員の支払義務を負担しません。

#### 第23条 (権利義務の譲渡禁止)

利用者は、本利用規約等に基づく自己の権利又は義務を、当社の書面による承諾なくして、第三者に対し譲渡し、承継させ、担保の用に供し、又はその他の処分をしてはなりません。

#### 第24条 (合意管轄)

利用者及び当社は、本利用規約等に関して利用者と当社間に裁判上の紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第25条 (準拠法)

本利用規約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第26条 (協議等)

本利用規約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、本利用規約等の何れかの部分が無効である場合でも、本利用規約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。



## 第27条 (改正)

1. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により、本利用規約を変更することができます。
  - (1)本利用規約の変更が、本サービスの統一的運用の観点から必要であり、当社の顧客一般の利益に適合するとき。
  - (2)本利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本利用規約の変更にあたり、変更後の本利用規約の効力発生日の1 か月前までに、本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容とその効力発生日を当社のウェブサイト等に掲示します。
3. 変更後の本利用規約の効力発生日以降に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、本利用規約の変更に同意したものとみなします。

## 附則

2023年 9月 1日 制定・施行

## 別紙 関連サービス一覧

提供会社	サービス	料金（税別）
プラスワンソリューションズ株式会社	ナーシングネットプラスワン 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所	15,000円※

※ 第9条で定める利用料が含まれております

## 株式会社LITALICO モバイルレンタルサービスご利用時の重要事項

### ・データ通信量および通信速度制限

月間のデータ通信量が10GBを超過した場合、月末まで通信速度が低速に制限されます。

### ・レンタル期間

レンタル期間は1カ月単位で利用者が申し込み時点で任意に定める期間とします。  
ただし、更新等の前後を問わず関連サービスの利用期間を超えることはできません。

### ・解約の申告

解約をご希望される場合は、利用期間が満了する前月末日（当社の休業日にあたる場合は前営業日）の営業時間内までにお電話またはメールにてご連絡ください。

### ・レンタル終了・紛失時の取り扱い

レンタル期間が終了した場合はレンタル期間終了日から1ヶ月以内に、関連サービスの利用期間が終了した場合は関連サービスの利用期間終了日から1ヶ月以内に、解約又は解除がなされた場合は解約の日又は解除の日に、それぞれ当社の指定する場所に当社の決定した手配方法により端末等を原状に回復したうえで返還するものとします。利用者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、利用者は、当社に対し、所定の違約金を支払わなければなりません。

提供会社	サービス	料金（税別）
端末紛失損害金	¥ 50,000	(1)レンタル端末を破損、紛失その他利用不能にした場合 (2)当社に返還しなかったとき (3)返還されたレンタル端末のアクティベーション、BIOS ロック及びUEFI ロックの解除が確認できないとき (4)その他返還されたレンタル端末を使用不能若しくは使用することが著しく困難な状態にしたとき
ACアダプター・ケーブル紛失費用	¥ 5,000	(1)ACアダプター・コードを破損または紛失した場合 (2)そのACアダプター・コードを使用不能若しくは使用することが著しく困難な状態にしたとき
sim再発行手数料	¥ 3,500	(1)ICカードを破損または紛失した場合 (2)その他ICカードを使用不能若しくは使用することが著しく困難な状態にしたとき
返送費用	-	解約時の返送や故障手配に伴う配送料は利用者の負担となります

### ・ヘルプデスクの問い合わせ先

「ナーシングネットプラスワン」に関するお問合せは以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

電話番号：0120-141-749

「タブレット端末の設定」「故障・紛失」等に関するお問合せは以下のヘルプデスクに直接お問い合わせください。お問い合わせの際は「(株) LITALICO管理端末」とお申し出ください。

**電話番号 : 0800-7775789**

#### ・情報の変更

ご契約後に、登録内容について変更が生じた場合、遅滞なくご通知いただきますよう、お願いいたします。

(法人情報の変更・請求先情報の変更・事業譲渡等)

#### ・個人情報の取扱いについて

"①当社は、個人情報を当社所定の「プライバシーポリシー」(<https://litalico.co.jp/privacy/>)及び「個人情報の取扱いについて」(当社所定の申込書等に記載しています)に基づき、適切に取り扱うものとします。

②ご提供いただいた個人情報は、お申込みいただいたサービス提供及びこれに付随する業務のみに使用します。

③個人情報について、株式会社LITALICOの個人情報保護管理体制が一定の水準に達していると認められた情報処理業者などに預託(委託)する場合があります。その場合には株式会社LITALICOの責任で適切な委託先を選定し、個人情報の取扱いに関する契約を締結した上で委託します。

④個人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加又は削除、利用の停止・消去については、以下の窓口までご相談ください。

⑤個人情報を株式会社LITALICOに提供することについては任意です。ただし、個人情報を提供いただけない場合、株式会社LITALICOは前述の利用目的を遂行することができなくなり、本サービスの提供を受けられない可能性があります。

<個人情報に関するお問い合わせ先>

株式会社LITALICO 個人情報保護管理責任者：情報セキュリティ委員会委員長

FAX : 03-5704-7356 / E-mail : [privacy@litalico.co.jp](mailto:privacy@litalico.co.jp)"